

3 改正後の農業災害補償法第十二条第一項第二号の規定は、昭和二十八年産の水稲、陸稻、麦及び蚕繭から適用する。

4 改正後の農業災害補償法第八十条第一項第二号、第九十九条第二号及び第一百零二条第二号の規定は、昭和二十八年産の蚕繭から適用する。

5 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中（同法第十三条ノ四ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）を削り、第四條中「第十三条ノ四」を「第十三条ノ三」に改める。

○藤田政府委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を御説明いたします。

農業災害補償制度につきましては、本制度実施五年の経験に徴しまして、さらに農家負担の軽減、蚕繭共済制度の改善、共済団体の性格に即した監督の適正化等必要な改善を行ひ制度の円滑な運営を期するため、この法律案を提案する次第であります。以下この法律案の主要内容について御説明いたします。

第一は、共済掛金の農家負担の軽減及び災害の危険度に應じた共済金額の個別化であります。農作物共済の共済掛金の負担につきましては、従来通常共済掛金標準率が全国を通じて最低となる県の通常共済掛金標準率部分を全国共通に全額農家負担としておりましたが、全般的に農家負担を軽減するため、通常共済掛金標準率のうち安全割増率を差引いた率のうち全国を通じて

て最低のもの三分の一の部分を新たに国庫負担とすることいたしました。なおその結果従来の方法によりますと、被害の程度の低い地域の国庫負担割合が少かつたのでありますが、これらの地域についても国庫負担の割合の合理化が期せられることになりました。

また蚕繭共済の共済掛金の負担につきましては、国庫と農家との負担を合理的にするために、農作物共済の負担方法の改善と併行してこれと同様の負担方法とすることいたしました。

さらに共済金額の個別化につきましては、被害の危険階級ごとにある程度の幅を設けてその範囲内で共済金額を適ひ得るよう改正をいたしました。

第二は蚕繭共済制度の改善であります。蚕繭共済におきましては、現行法によりますと共済事故による減収が組合員の年取取酬金の四割以上の場合に共済金を支払うこととしておるのであります。農業災害補償法の目的を十分に達成するために三割ないし四割の減収の場合にも共済金を支払うことといたしました。また蚕繭共済は、現行法では、全蚕期を通じて保険の建前となつております関係上、共済掛金率は、春蚕繭も夏秋蚕繭も同率で、このため春蚕繭については掛金が割高、夏秋蚕繭については割安という不合理があり、また最終蚕期の取酬が完了いたしませんと再保険金の額が決定しないため、共済金の支払いが遅れるという支障がありましたので、これを蚕期別保険の建前に改め、春蚕繭と夏秋蚕繭の被害の実態に應じて掛金率を個別化したしすとともに、再保険金の額を蚕期別に決定することにより共済金

の支払いの円滑をはかることといたしました。

なおこれらは従来から検討を進めて参つた問題であります。蚕繭共済の料率改訂期となりまして本年からこれを実施し、本年の春蚕繭にさかのぼつてこれを適用することといたしましたのであります。

第三に共済団体の運営につきましては、農業災害補償制度の一環としての特殊な性格にかんがみまして、公益的見地からの適正な監督を行ひ得ることとし、また役員の実任を明確ならしめることといたしました。

以上がこの法律案の主要でございます。なお今年産水稲及び陸稻につきましては、その引受の時期が迫り、これが遅滞いたしますことは、今後の制度の運営に悪影響を残すこととなります。蚕繭及び麦につきましては、特に今年四月から五月にかけての凍霜対策の重要な一環として改正された制度により算出される再保険金の概算払いが強く要望され、政府といたしましては、数字がまとまり次第すみやかにこれを実施したいと考えておりますので、本法年を緊急に提案した次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 この際暫時休憩いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後二時二十八分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず国政調査承認要求の件について

お諮りいたします。御承知の通り委員が付託事件の審査のほかに国政に関する調査を行いますには、衆議院規則第九十四条によりまして、議長承認を得ることが必要になつております。本委員会といたしましては、米麦の価格、管理制度等の問題を含む食糧に関する事項、農家現金支出の大宗をなす肥料問題、その他畜産、蚕糸、農地、林野、農林金融、農業団体に関する事項等、農林業における重要な問題について逐次調査を行い、その成果を期したいと思ひます。つきましてはこれらの事項について議長の承認を求めるところにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めます。

なお調査方法、調査期間等につきましては従来通りとする期間にいたしまして、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○足鹿委員 ただいま国政調査を御決議になつたのでありますが、これに関連をいたしました、過般の全国にわたる凍霜害の現地調査についてお諮りを願ひたいのであります。農林省当局としては、すでに大臣も現地を御調査になり、またわれ／＼も個人の資格において、それ／＼地元あるいは東京都近郊においては若干現地を調査いたしておりますが、衆議院の農林常任委員会といたしまして、この未曾有の凍霜害に対して正式の調査団を現地に御派遣を願ひたいのであります。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

ります。その方法等につきましては委員長に御一任を申し上げますので、お諮りを願ひ、なるべく御決定を願ひたいと思ひます。ただ希望として申し上げたいことは、必ずしも時宜を得たとは思ひませんが、これは国会の構成上よくやむを得ないものであります。従つて、でき得る限りこれをすみやかにとりはからひ願ひまして、もし本院が自然休会になりました際には、その翌日に二班あるいは三班程度に全員を御編成になりまして、東京及びその以北と、東京以西というふうにとり分けを願ひまして現地を調査することにも、被害農民に対しては親しく慰問の言葉も述べ、またこれが今後のとるべき対策等につきましても、いろいろ／＼現地の実情を正確に把握しておきたいと考え次第でございます。どうぞお諮りを願ひ、ただちに実行に移していただくようお願いいたします。

○井出委員長 ただいま足鹿君の御発言はお聞き及びの通りでございます。今次の凍霜害は、ほとんど全国にわたつて農作物に対して甚大な被害を与えたわけでございます。本委員会においてもこれに対する法的措置を講じつつあるところでありまして、今後農業災害対策に関する基本的な方策を樹立いたしますためにも、現地調査の必要があるかと思ひます。つきましては、この調査のため委員派遣の承認を議長に申請したいと思ひますが、御異議ございませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

派遣地名等につきましては、ただいまの足鹿君の御要望の線に沿ひまして、委員長に御一任願ひたいと思ひます、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さようとはからいます。

○網島委員 これは前の農林委員会のときの委員長が大体御決定を願つておつたようでありまして、長崎県の地すべりでありまして、これは非常にひどい状態でありまして、数箇町村にわたつて地すべりがございまして、はなはだしきは大きな山が二つに割れておるような状況でございまして、そのために、他の運輸関係、建設関係等は割合に早く復興ができておりますが、農林関係は非常に遅れておりまして、地元が耕作等にも非常に困つております。前のときに解散がなかつたら御調査を願うような順序になつておつたのであります。これもあわせてひとつおとりはかりを願つておきます。一定の数の委員をもつて御調査を願ひたいと思ひます。これも実は非常に時期が遅れてしまつたのですが、どうぞお願いをいたします。

○井出委員長 ただいま網島君の御要望は、先ほど總括的に委員長に御一任願つた線において善処いたしたいと思ひます。

○芳賀委員 本日北海道庁より無電の連絡があつたのですが、北海道においては、五月十六日から十九日にかけて凍霜害があつたわけですが、これは空知、上川、胆振、日高、留萌、後志、檜山、渡島の八支庁管内におきまして一番被害を受けたのが水稲の温冷床であります。御承知の通り北海道はまだ

移植前でありまして、この温冷床が大体全道にわたつて八十四万坪の被害を受けておるわけでありまして、これに對しましては、一部復旧するようなことも予想できますけれども、ほとんどが二番苗の仕立て、それから直播にこれを直さなければならぬというふうな状態でありまして、なお畑作につきましても、麦類、とうもろこし、苧麻、ピート等の被害がだん／＼現われて来ておるわけでありまして、委細につきましても、北海道庁事務所よりまた農林省當局に對しても具体的な数字が提出され

と思ひますけれども、この内地府県における凍霜害対策に含めていただいて、同じような取扱ひをしていただきたいということ、あわせて御承認願ひたいと思ひます。

○井出委員長 ただいま芳賀君から、新たに北海道における凍霜害の問題が提起せられました。これも御要望の通り、内地の凍霜害にあわせ関連をせしめて取扱ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 さようとはからいます。

○井出委員長 この際お諮りいたします。ただいま、井出一太郎君外二十四名提出、農業災害補償法の臨時特例に関する法律案が本委員会に付託せられました。これより本案を議題といたし、審査を進めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、

それでは本案の趣旨について提出者の説明を求めます。金子與重郎君。

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案
農業災害補償法の臨時特例に関する法律

（目的）
第一条 この法律は、昭和二十八年

の農及び蚕の共済に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定の適用に關し、特例を設けることを目的とする。

（蚕の共済金の一部国庫負担）
第二条 農業災害補償法第十三条の

二の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を共済目的の種別ごとに都道府県別に合計した金額に乘すべき率は、左の率を合計したものとす

る。
一 当該共済目的に係る農業災害補償法第七條第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率（以下この項において「最低率」という）の三分の一

二 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から最低率を差し引いて得た率の二分の一

三 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

四 当該都道府県の当該共済目的

に係る農業災害補償法第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

に係る農業災害補償法第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率
（共済責任期間）
第三条 蚕の共済の共済責任期間は、春蚕の収穫をするに至るまでの期間、夏秋蚕の収穫をするに至るまでの期間とする。

（蚕の共済金の一部国庫負担）
第四条 農業災害補償法第十二條第一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を都道府県別に合計した金額に乘すべき率は、左の率を合計したものとす。

一 蚕の共済に係る農業災害補償法第七條第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率を当該都道府県に係る農業災害補償法第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から差し引いて得た率の二分の一

二 当該都道府県の蚕の共済に係る農業災害補償法第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

三 当該都道府県の蚕の共済に係る農業災害補償法第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

（就養規定）
第五条 蚕の共済についての農業災害補償法の適用については、第八十四條第一項第二号中「蚕」とある

のは「春蚕及び夏秋蚕」と、第六六條中「標準として定める」とあるのは「標準として次条第三項の規定による危険階級の別に定める」と、第九九條第二号中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日から起算して、昭和二十八年産の蚕及び蚕について適用する。

○金子委員 ただいま議題と相なりました、井出一太郎君外二十四名提出にかかり農業災害補償法の臨時特例に関する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、昨年第十三国会以来その根本的改正が論議されて来たのでありますが、前国会において同法の一部改正法案が審議未了となりましたため、制度上空白が生じておりましたところ、今回の凍霜害をみるに至つたのであります。そこでこの制度の根本的改正に関する検討とは一応切り離し、今回の凍霜害対策の一環として、直接関係のある昭和二十八年産の蚕と蚕につきまして臨時特例を設けて、一刻も早く制度上の空白を埋め、対策の完壁を期そうとし、この法律案を提出することとした次第であります。以下この法律案の主要内容について御説明いたします。

第一は、昭和二十八年産の蚕について、蚕の特別保険の実施及び対象とする損害の範囲の拡張であります。蚕の共済におきましては、現行法によりまると、共済事故による減収が組合員の平均収量の四割以上の場合に共済金

を支払うこととしておるのであります。が、農業災害補償法の目的を十分に達成するために、三割ないし四割の減取の場合にも共済金を支払うこととしたしました。また蚕繭共済は、現行法では、全蚕期を通じて保険の建前となつております関係上、共済金率は、春蚕繭も夏秋蚕繭も同率で、このため春蚕繭については掛金が割高、夏秋蚕繭については割安という不合理があり、また最終蚕期の収量が完了いたしませんと再保険金の額が決定しないため、共済金の支払いが遅れるという支障がありましたので、これを蚕期別保険の建前に改め、春蚕繭と夏秋蚕繭の被害の奥に於いて掛金率を個別化したし、すとも、再保険金の額を蚕期別に決定することにより共済金の支払いの円滑をはかることにいたしました。

第二は、蚕繭共済の共済掛金の農家負担の軽減及び災害の危険度に応じた共済金額の個別化であります。蚕繭共済の共済掛金の負担につきましては、従来通常共済掛金標準率が全国を通じて最低となる県の通常共済掛金標準部分を全国共通に全額農家負担としておりましたが、それを、通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率を、全国を通じて最低となる都道府県の平均被害率の三分の一とすることとし、また従来は超異常という部分は事実上はなかったものであります。が、新料率においてこの部分が出て来ましたのでこの部分が全額国庫負担となり、異常部分が二分の一の国庫負担に改め、通常、異常、超異常の合計において農家負担の軽減をはかることとしたのであります。さらに共済金額の個

別化につきましては、被害の危険階級ごとにある程度の幅を設けて、その範囲内で共済金額を選び得ることとするのができるようにいたしました。第三は、昭和二十八年産蚕の掛金の農家負担の軽減の問題であります。これは通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率を全国を通じて最低となる都道府県の平均被害率と当該都道府県の通常共済掛金標準率との差に相当する部分は、従来全国を通じて共通に全額農家負担でありましたものを、この部分の二分の一は新たに国庫負担とすることとしたのであります。

以上がこの法律案の大要であります。て、今回の凍霜害対策としては不可欠緊急のものでありますから、慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。なお先ほど政府より提出されました法律案につきましては、これも本年度の共済運用上緊急を要するものでありますので、この問題の審議を終りまして決定の後、すみやかにこれもあわせて相談を進めていただきたい、これもこの法案に関係いたしておりますので、お願いする次第であります。

○井出委員長 本案に関し質疑または御意見があれば、発言を許します。○川俣委員 この際政府にお尋ねしておきたいと思うのですが、政府から農業災害補償法の一部改正に関する法律案が午前中に提案されております。これと関連して将来どういふふうな災害補償法を運用して行こうと考えておられますか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。○小倉政府委員 はなはだ微妙なむず

かしい問題でございしますので、事務的に御答弁ができるかどうかとも懸念をされるのであります。現在の法制の上にも、さらにたゞいま御提案になりました特例法が成立したという仮定のもとにお話をいたしますと、こういうことになると思ひます。二十八年度の陸稲、水稲につきましては、これは現行法制がございしますので、制度そのものを確実に運用して行くということになります。現行法でもつて運用して行くということに実はなるのであります。あるいはまた、そうでありましたら、予算もそういうことに組むということになるのでありますけれども、それでは本日臨時特例法として御提出になりました趣旨とも若干違ふというふうにも思ひます。従ひまして、われわれ事務局といたしましては、できるだけ限り農家の災害補償がよりよくなるようにという方針のもとに、事務的な手続を進めたいと思つております。従ひまして、りくつを申し上げますれば、現行法があるのだから、現行法で仕事を進めて行くということが当然でござい

ますけれども、しかし一方若干の改正も予想されますので、またしたいというふうな考へておりますので、もしそういう法案が成立いたしました場合には、さかのぼつて適用することができないというところのために、非常に農家に不利な結果を生ずるというところのなにより、他方事務的な準備を進めて行きたい、かように存じておるわけでありませう。

なお私どもから特例法につきましては、とやかく意見を申し上げることは遠慮いたしたいと思ひますけれども、災害補償というものは、特に農業の災害補償でありますので、長期的な均衡といたことが非常に重要な問題だと思つております。従ひまして、本来ならば、被害について一年限りの措置をとるといふことは、共済制度、補償制度の根本の建前とは、実は非常に異例になると思ふのであります。従ひまして、私どももいたしましては、至急恒久的な制度に昇せたいだくことが必要ではないかと思ひますし、また私どももそういうことに努力いたしたい、かように考へる次第であります。

○古屋(貞)委員 ただいま農林省の政府委員から恒久的な承りについてでございます。現在の農業災害補償法が、一方において共済連合会との間に保険契約があり、それを政府が再保険しておるという関係から、この法律自体が矛盾撞着になつておる。看板だけよくして、ここに載つておる災害補償法という精神は、この内容には盛られていない。従ひまして、今の恒久的な考へというものは、恒久的な対策としては、根本的にこれを改めるような考へがあるかどうか。保険の建前と共済の建前とは、根本から矛盾しておる。従つてそれが一つの法案の中に包含されておる関係上、完全な目的が達せられない、かように私どもは考へておるのです。従ひまして、恒久的に何とか考へるという考へであれば、これを根本的に改正しようとお考へになつておるのか、それとも別にこの農業災害補償法という、すなわち読み上げたこの題目、この法案の名前の趣旨に基くような法案に改正する考へであるのか、これを承つておきたいと思ふのであります。

○小倉政府委員 ただいまのお尋ねでございしますが、もちろん根本的な改正ということにつきましては、御趣旨のように、法案の名前に即応するような内容をつけて行くことが、建前ではなくてはならぬと思つております。但し今の制度が再保険、保険、共済、こういう複雑な関係になつておりまして、その点がすつきりしないのではないかとのお話でございします。が、これは農家経済の状態でありまして、これは農業災害というものが、普通の災害と非常に態様が違つておるという特殊な被害のものでございしますから、普通の社会保険ないし保険制度とは、そこにやはり相当の意味合いの違いが出て来るものやむを得ないのではないかと考へております。なおつけ加えて申しますと、根本的な改正の問題といたしましては、一昨年から農家単位の共済保険につきまして臨時特例をやはり御制定いただきました。これに基いていろいろ資料もそろえておりますので、そういうことも一つの重要な参考資料にいたしまして、根本対策を練り直したい、かように存じております。

○古屋(貞)委員 ただいまの御答弁がありまして、大体私も納得が行くのですが、現在のような農民の耕作の仕事の上におきましては、これは天候を相手に取組んで仕事をやつております。天災地変というものは、いつも農民の責任にあらずして起る。従ひまして、従来はその天災地変、不可抗力による損害を、農民自身に、日本の農業政策は負担させておる。従ひまして、農民は一方においては低米価、低賃金政策によつて苦しめられ、かような避くべ

ないと思ひます。従ひまして、農業災害補償というものは、特に農業の災害補償でありますので、長期的な均衡といたことが非常に重要な問題だと思つております。従ひまして、本来ならば、被害について一年限りの措置をとるといふことは、共済制度、補償制度の根本の建前とは、実は非常に異例になると思ふのであります。従ひまして、私どももいたしましては、至急恒久的な制度に昇せたいだくことが必要ではないかと思ひますし、また私どももそういうことに努力いたしたい、かように考へる次第であります。

○古屋(貞)委員 ただいまの御答弁がありまして、大体私も納得が行くのですが、現在のような農民の耕作の仕事の上におきましては、これは天候を相手に取組んで仕事をやつております。天災地変というものは、いつも農民の責任にあらずして起る。従ひまして、従来はその天災地変、不可抗力による損害を、農民自身に、日本の農業政策は負担させておる。従ひまして、農民は一方においては低米価、低賃金政策によつて苦しめられ、かような避くべ

からざる災害が起つて苦しめられる。農民自身の経済の弾力性というものはないのでありまして、今回のような災害が起ると、ほとんどその日の生活に困る。かような関係におきまして農民を、共済の制度でみずからお互いに助け合うというのを考えること自体に、私は大きな疑問がある。もう一つは、一方においてわが国は二千万石も食糧を買い込んでおる。それを買わなければ日本の国民は生活できない。従いまして外国に相当な支払いをしておる。一方では増産しなければならぬ。至上命令に置かれておるのみならず、増産に対して非常な補助金を出し、開墾を奨励しておる。あるいは土地改良の費用をたくさん計上しておる。しかしながら現在のように、良田が天災地変で災害をこうむつて、農民が良田で耕作ができないような事情に陥つたような場合には、これは根本から救つてやらなければ、農民生活の安定、増産計画などというものは、机上の空論に終つてしまふと思ふ。開墾を奨励し、土地改良をいたしましても、その根本になる良田の生産ができない。その場合に一体政府はどうするかということが大きな問題である。今回の皆様の御心配をいただいておりますような共済の問題もそこにあると思ふのです。そこで特別に特例を設けて、ことしだけ補助を受けさせる。これは私も賛成いたします。しかしながらそういうところに当局もよくお考え願つて、しかも一体日本の天災地変による危険というものは、保険制度によつて考えられるかどうか。私もは考えられぬと思ふのです。たとへば何十年たつても災害を受けない地方がある。あるいは日

本の気流上毎年原則として受ける地方がある。それを一緒にして、同じように保険制度の危険負担をさせるということとは、根本において間違つておると思ふのです。そういうような意味において、やはりたゞいま農林省から御答弁がありましてたゞの趣旨におきまして、そういうところも考慮されて、根本的に考え願ひたい。私もさう思うのであります。私どももさううに持つて行くべきものだと思うのです。災害に対する根本的なお考えのもとに本法の改正に努力していただきたいと思ふのであります。希望だけ申し上げておきます。

○芳賀委員 私は小倉局長にちよつとお伺ひしたいのであります。これに関連して水稲災害の場合、これは異例なことに属するわけでありましたが、たとえばことしのように、温床苗代が凍害を受けたような場合には、それを今度には本田に移植する場合において、二番苗を仕立てるとか、あるいは直播に改めるといふことをしなければならぬわけですか。そういうことになると、出発から、その秋には減収であるということが明確にわかるわけですか。しかしながら当初に起きた最初の被害であるところの温床苗代の災害等に対して、はたして水稲の災害という範疇において見るような解釈が成り立つかどうか。それからこういうような災害が起きた場合にきまつては、ただ単にこれだけの減収になつたという減少面だけでなくて、これに要するところの再播の種子であるとか、そういうものに直接的な損害の額になるわけですが、そういうものに対してはどういうふうな解釈で処置をなさるお考えでありますか。

○小倉政府委員 お話のような事態でも起きまして植付不能というようになるとになりますと、たゞいま議題になりましたような蚕繭の掃立て不能といったことと同じ事態になるわけでありまして、従いまして政府の再保険特別会計からの概算払い、共済団体からの仮払いといふような問題に突はなるわけでありまして、そういう措置を講ぜられるわけでありまして、もつとも代作のための種子といふようなことにつきましては、これは特別の助成が必要であれば、これは助成をすべきであるといふふうに、これは別に考えらるべきものであると考へます。

○久保田委員 水稲や蚕繭については、いろ／＼共済制度を完成することによつてある程度の救済ができるのではないかとお考へですが、特殊な農作物、特に茶であるとかみかん、あるいははつつかとか、そのほか国民経済上、貿易等から見ましても非常に重要なものであつて、しかも内容上共済の対象たり得ないものがある。災害といふものはその始終はない。特に今年のような災害といふものは、記録によりますと二十五年に一回とか、六十年に一回といふことになるのであります。しかも今年のような災害が起きた場合においての茶やみかん、こういう特殊な農作物をつくつておる農民の受ける打撃は非常に大きい。滋賀県などの例を見ましても、生葉の直接の価格は六億とか七億とかいつておりますけれども、これがいろ／＼な経済実効になると数十億になる。こういうものに對する救済といふものは、共済法の農業共済といふものではこれは適合しないと思ふ。従つてこれに對する抜本的な、

はつきりした制度を打立てる必要があると思ふが、政府はどのような考へを持つておるか、またそれに対する準備があるかないか、こういう点についてお答え願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 お話のように茶、果樹その他の特殊な特産物と称せられるようなものにつきましては、その農民経済に持つておられます重要性とか、あるいは輸出貿易に持つておられます重要性にかんがみまして、災害についての対策を考へる必要があるといふことは、私もさう考へておると思ひます。但し御説のように、これは一般の作物と違ひまして、価格の変動が非常に激しいといふこともございまして、普通の現在やつておられますような作物の補償制度では、これはなかなか救ひがたい。またそういう制度を打立てましても、農家がどの程度希望を持つつかといふことについても、はなはだ疑問でありますので、たゞいまのようなシステムの補償制度には乗りがたいといふのであります。といひましても、それでは根本的にさういふ何十年に一回、あるいは何年に一回の災害に對しまして、常時から対策を講じ得られるかと申しますと、そういう対策を講ずるとすれば、やはり保険制度といつたような問題になりますので、なかなか根本的な対策といふものは考へ得られないのではないかと。従ひまして、災害が起つたときに、できるだけ助成措置を講ずる、あるいは必要な金融措置を講ずる、こういうことでさしあたりは行くよりほかにないかと思ひます。もつと根本的な恒久的な対策といひましてわれ／＼も考慮し、研究しておりますけれども、そういうことができ

ますならば、これはできるだけ早くやりたいと考へておるわけでありまして。

○木村(文)委員 私は青森県であります。青森県も霜害を受けておるのであります。ひとり青森県だけではないに、さういつたようなデータとか、あるいは調査の完全に行き届いていない場所があると思ひます。そういうこれに間に合わないようなところに対しては、政府としてはさういふふうにお取扱いをするかといふことを、一応御方針を承つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 御質問の趣旨をさよつと取違へたかも知れませんが、災害が起るたびに補償制度で救われ得るものは、これは農林省の統計に載つておるといふことにかかわらず、当然対象にすべきものでございまして、先ほど北海道からもございましてさうな新しい事態が生じますれば、そのときに補償制度に乗つて考へたいと思ひます。さういふことであります。

○井出委員 他に御発言がなければ、この際討論を省略してただちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○井出委員 御異議なしと認めます。

これより農業災害補償法の臨時特例に關する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○井出委員長 起立議員。よつて本案は可決すべきものと決しました。なおお諮りいたします。衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成

に關しましては、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○井出委員長 なおただいま足立篤郎君より凍害対策に関する件につきまして発言を求められております。これを許します。足立篤郎君。

○足立委員 私は、各派の共同によりこの際凍害対策に關しまして政府の施策を促進いたしますために、本委員会において決議をいたし、これを強く政府に要望いたしまして、政府の施策につきましてこれを鞭撻いたしたいと存する次第でございます。

一、凍害に関する試験研究及び調査に要する経費
右決議する。
御承知のごとく、去る四月中旬より下旬にかけて、数回にわたり北は北海道から、南は九州に至るまで寒襲いたしました凍害は、産物、茶、麦、果樹、蔬菜、ばいしよ及び菜種等に広汎かつ甚大な被害を及ぼし、まことに近來稀有の天災でありまして、罹災農家はこれが大変な現金収入の道をとざされ、再生産が不可能に陥る等、その窮状はまことに見るに忍びざるものがあるものであります。これが対策につきましては、各党において凍害対策特別委員会を設置いたし、国会召集以前よりそれ／＼熱心に研究をして参つたのであります。全国農民の死活に關する緊急にして重大なる問題でありますので、超党派的に推進いたすべく、過日五派会談を開催いたしまして、二日間におわつて慎重検討を加へました結果、ただいま朗読いたしました決議案に盛り込まれた諸項目に關しまして、お手元に配付いたしました凍害対策予算要求書の通り、總額約五億六千万円を支出すべきであるとの結論の一致を見たような次第でありまして、ここにその成果をとりまとめて決議案といたし、政府に強く要望いたしたいと存する次第でございます。右簡単ながら決議案提案の理由といたします。

凍害対策に関する決議案
今次の凍害は稀有の大被害であつて、被災農民の窮状は真に見るに忍びがたきものである。
仍つて、政府はすみやかに、被害地農家の経営の安定と再生産の確保を図るため、予備金を支出し、左記の項目に對して充分なる対策を講ずべきである。

一、桑、茶等の発芽促進のため、速効性肥料を購入するに必要な経費補助金
一、転作に要する蔬菜種子代補助金
一、蚕種購入代金補助金
一、共同飼育施設費補助金
一、技術指導強化に要する補助金
一、災害融資に對する利子補助金

足らざるの感を持つものであります。しかしながらとりあへずの四月、五月分の予備金支出を目途として考えられたこととありますから、その限りにおいてわれ／＼はそれに賛意を表するものであります。従つてそれによつて今回の災害に對する国の補償ないしは金融措置等が十分であると考へられませんか。なお七月以降の繰合予算において、今後被害の全貌が正確に把握できるに従ひまして、さらに百歩を進めた対策をあわせて講ぜられるようにわれわれは主張し、政府においてもまたこのようにおとりはからい願うよう要請いたすものであります。つきましては、この際ただいま専門委員室から御配付になりました五億六千万の内容のおもなるものを拝見いたしました。必ずしも全国にまたがる被害の実態に即応しているとは即断することはできない点が多々あるように見受けられます。つきましては、この際政府にお尋ねを申し上げ、問題が明らかになりましたら、あわせてさらにこれに附帶的に意見を述べたいと存するものであります。

まず第一に、政府が考へております、また握つております災害対策の基準は何に求めておりますか。全国の都道府県知事から集まつた統計資料と、農林省統計調査部の資料との間には、はなはだしきに至つては一万町歩に余る面積の差もあるやに聞いておりますが、農林省としてはおそれなくこの案について基礎的には参照しておられると考へますが、その基準は何に求めておられますか。あまりこれを苛酷にと申すと語弊がありますが、しやくし定規の基準を立てます場合に、農村の災害の実態に即応しない面が出て来る点もあります。また一面地方から出たものを無条件でこれをのみ込むとしたしめるならば、そこにはまた従来のいろいろな例から考へてみまして、的確性を欠く場合もあるように思へますが、しかし百數十億に余る未曾有の大災害でありまして、ゆるぎにあつても誠になることは、われ／＼としては望みません。なるべくこれをゆるく大きく抱擁して、災害対策の基準をまず決定して行かなければならぬものだと考へるのではありませんが、その点農林省の御所見を承りたい。特に大臣は御病氣のようになつておられますが、政務次官もおいでになつておられない。こういう重大な、全国の被害農民を代表する人々の関心の的になり、また農民もこれが今後の取扱ひ方については必死の眼をもつて見つめておられるときに、その最高責任者もおいでにならないということについて、私は遺憾に存するのであります。大臣が御病氣であるならば、少くとも政府を代表する政務次官が御出席になられて、責任ある御答弁をなさるのが当然でないかと思ひます。委員長においても私の意のあるところをおくみとり願ひまして、ただちに責任者をお招きいただき、責任ある御答弁を賜わりたいと思ひます。

○井出委員長 ただいまの足立君の御発言はごもつとも思ひます。災害に關する資料は官房長の手元でとりまとめをいたしておるようでありまして、さつそく政務次官と官房長をこゝへ招致したいと存じます。
この際、暫時休憩いたします。
午後三時三十分休憩
午後三時三十分開議
○井出委員長 休憩前に引続きまして會議を開きます。
先ほどの足立君の御質問に對し、政務次官より答弁がござります。
○藤田政府委員 先ほど私ちようどるすにしております、その間に、足立委員から、今回の凍害に對する被害の統計はどういう基礎によつてやつたかという御質問があつたのであります。これは御承知の通り、農林省の統計調査部と府県の調査とを合せましてつくつたものであります。府県の調査と農林省の調査との間に食い違ひがもしあるといひますれば、それはお互ひに災害対策を急いで、急いで調査したために、あるいはそういう食い違ひが起つたかもしれないと、また被害の程度の見方によつて、あるいはそういう食い違ひがあるかもしれないと。そこまでは、私の方としましては、まだ研究はしてないのであります。と、りあえず被害の程度を早く調べて、農民諸君に對する救済の手を差延べたいというのがわれ／＼の考へ方でありまして、もしその被害の程度の食い違ひというものがあつて判明いたしました、どちらが正しいかというところがわかつた場合におきましては、これは当然正しい方法をとるといふことがあたりまえでありますから、どちらが面子にとらわれるというやうなこともなく、正しいものを正しいとしてやつて行かなければいけない、こういうふうな考へております。

○足立委員 災害の基準については府県の報告と農林統計調査部のものを合せてという意味であります。その食い違ひが相当大きいのです。一万町歩くらい違う場合もあるのです。最近の

ものはまだ政府からいただいておりませんが……。また農業共済関係で調べたものとも必ずしも一致しない。こういうことは今回に限らず従来も間にあつたことであります。でありますから、それをとやかく言うのではありません。ただ私の申し上げたいのは、こういう数十年來ない大きな被害でありまして、地方の新聞等は、災害が大きいいだけに大きく取上げておりますが、中央紙等の取上げ方は地方紙よりも大きくない。従つて社会的な関心も、政治の中心である東京の中央紙あたりに載りませんから、ほかの大きな地震であるとかあるいは津波、火災というような場合にも増した深刻な状態でありながら、案外薄いというふうに思うのであります。従つてなるべくゆるやかにその被害の基準を見て行かれるお考えに立たなければならぬのではないかと、かように私に考えますので、その点について政府の考え方を承りたいと存じたわけであります。従つて今政務次官が言われますように、今回のものはとりあえず予備金支出の、推進であつてもただちにやりたいということのようであります。もちろん私どももけっこうなことだと存じますが、しばらく今後被害の範圍が正確に把握され、またその被害の程度も確実に把握された場合の対策というものはあくまでもあるわけであります。現在のものが必ずしも十分とは言えないということになりますと、現在本院が審議中の六月の暫定予算、七月以降の総合予算に、その災害に対する措置をどういうふう

に農林省としては盛り上げられるお考えでありますか、それをこの際承つておきたいと思うのであります。

○**福田政府委員** ただいまの御質問であります。最近にできた災害はちろんわかりませんけれども、今問題になつておる凍霜害は五月三日が最後でありまして、きょうまでに大体二十日以上を経過しておる。でありますから、少くも五月三日を最後とする凍霜害に対する資料というものは、相当確実性のあるものが出て来ている、こういうふうに考えるのであります。もちろんその後において調査をした結果、災害の確実なものがほかにも出るという可能性が全然ないというわけではありませんが、私は五月三日を最後とする災害に関してはそういうものが出ておるから、とりあえず今申されました予備金の支出によつて対策はできる、こういうふうに考えております。しかしその後北海道に出たとか、あるいは青森にまたそういう同様の災害が出たというものに対しては——もちろん今確実な数字は出ておりません。しかし確実な数字が出れば、当然前の災害と同様に扱うべきものであつて、それはその数字が出たときに考慮すべきものである、こういうふうに考えております。

○**足腰委員** わかりました。問題は内容であります。今の次官のお話によりますと、大体災害の範囲というものは一応つかめたというお話であります。しかしながら地方からの切実な要請等をわれ／＼が冷静に判断をしてみました場合に、その内容については必ずしも十分つかめておらないのではないかというふうにも見えるのであります。たとえば現在災害の発生しておるところは明らかであるが、菜種の場合であるとか、あるいは麦の場合であるとか、

か、あるいはその他のものにつきましても、災害は一応ありますが、その程度というものが必ずしも正確につかめておられない。桑のごとく、あるいは茶のごとく的確に把握されておられないということがあると思うのであります。そういうような場合に、いわゆる新しく災害の範囲が広まった場合と深まっております場合とあると思うのであります。その深まっております場合に対しては、もう少し当局は正確な被害の状況というものをつかみにならなければならぬのではないか。きょうも午前中に切々たる地方からの声がありまして、たよりに、たとえば開拓地の問題にしてみました、これは平生からの農家の状態からして、やむを得ず共済制度にも入っておりますような特殊な農家も、相当甚大な影響を受けて、再起するあたわなところまで来ておるような悲痛なお話も聞きました。これは単なる被害者ではなくて、一県の知事が実情をつぶさに調査をして、この委員会に向つて陳情されておるのでありますから、われ／＼は信じてよいと思う。たとい緊急といえども、すでにそういう災害が起きておるにもかかわらず、これに対して必ずしも的確な手が届いておらないという印象もありますし、また五月三日以降の水稻温床の被害等についても、北海道における事例が、もうすでに同僚芳賀君から指摘されております。そういう問題を単なる予備金支出で一応まかなうということではなしに、六、七の暫定予算はもはややむを得ませんが、七、八の今後の総合予算の上に、さらにこの緊急措置で不十分な点も、また新たな災害の実態把握によつて生ずる経費の

計上も、おやりになるかどうかということをお私に聞いておるのであります。そこをはつきりとお答えを願いたいと思ひます。

○篠田政府委員　まだ内容のよくつかかぬところがある。例として麦その他を被害に認めたが、これは御承知の通り、桑であるとか茶のように、凍害があるとき数日の間に被害のわかるものと、麦のように相当の日にちがたたなければ現われて来ない、あるいは収穫時にならなければその被害の程度がどれだけあつたか正確につかめないといふものが、作物の種類によつてあるわけです。そういうわけですから、麦などの場合には、お話の通り農民自身がどれだけの被害があつたといふことは、おそらくつかめない場合がある。そういうものの被害につきましては、もちろんあとで被害があつたといふことが正確にわかつたときには、別途に考究すべきものであると考えます。

それから共済制度に入つておらない作物に対する救済はどうするかという問題につきましては、これは実際において共済制度に入つておらないのでありますから、法律の上からいつても災害補償は出すことができない。そういう場合には、もちろん病虫害の補助であるとか、あるいはまた金融の面においてできる限りの助成を誠心誠意をもつてやるということとは、私は当然であると思ひます。そういうものがあとになつて、たとえば麦その他に現われた場合には、今の予備金の中でなくて、新しく予算に組んでやるかどうかという問題であります。それは被害の程度によつて決すべきものであつて、大

体において今予備金の支出によつてま
 かない得たその後の災害というものが
 幸いにして少かつた場合には、私は予
 算には組む必要はないというふうに考
 えます。もしそれが非常に大きな場合
 には、もちろんあなたのおつしやるよ
 うな方法も考えなければならぬかと
 思いますが、それは後に現われた災害
 の程度によつてきまるものである、こ
 ういうふうに考えております。
 ○足鹿委員　くどいようであります
 が、最後に一点だけ。それは大体先般
 の五党会談以来の空気を見ております
 と、この異常なる大災害に対しては、
 いろ／＼な助成措置の内容もありまし
 よう。しかし農民がほんとうに切望し
 ておるのは、やはり営業上の障害とな
 る点、また生活上いろ／＼困る点につ
 いて国の直接的な救済を望んである。
 ところが先般来の大蔵当局その他の他
 の委員会等における考え方、また本目
 も私ども大蔵大臣に折衝してみました
 印象からいえますと、そういう直接的
 的なものはどうも実現性が薄いような
 印象をわれ／＼受けております。しか
 しこれはたび／＼あることではありま
 せん。数十年に一度たま／＼こういう
 災害が来たのであつて、異例の災害で
 あります。これをただ単に他への及ぼ
 す影響とかいろ／＼な点で、大蔵省特
 有の、事務的にこの問題を処理される
 ような傾向が強いことを、私どもは非
 常に心配をいたし、また遺憾に思つて
 おるのであります。農林省として
 は、災害に対する直接的な救済策とし
 て、國家が、金あるいは現物をもつて
 これを救つて行くという基本線を貫い
 て行かれる一大決心を持たれぬと、こ
 の問題に対しては、農民に十分満足が

行かないまでも、ある程度の満足すらなか／＼与え得ないのではないか。ただ単に富農資金の問題その他を融資対策に仰ぐ。そして一つの融資をやつて、これに対して金利を国が持つてはいではないかという線が、非常に強く今度の救済対策の線に出ておること

は、われ／＼は農林委員の一員として困るのであります。ふだんでも農民は金を借りる力がないのであります。い

わんやという大きなはからざる大天災にあつた者に、融資をしてまづ金を貸す、その金の利子だけは国が持つて

やるというふうな、手ぬるい、二階から目録式のことでは、とてもこの急迫

した災害農家を救つて行くといふことは困難ではないか。従つて農林省の一

大決心としては、いわゆる直接的な救済措置をもつて今後も貫いて行くの

か、行かぬのか。この点は大蔵官がい

でなければ私にはつきり聞いておきた

いと思ふのであります。おいでにな

りませんか、政務次官からその御所

信のほどをこの際承つておきたいと

思ふのであります。

○篠田政府委員 おつしやる通り、災

害の程度が非常に大きいのであります

から、ただ事務的にだけこれを解決し

ようとしても、たいへん無理があるの

じやないかというふうに考えます。そ

こでこれは多分に政治的解決を必要と

するいうふうには私には考えておりま

す。そこで農林省といはしまして、

農民諸君の要望あるいは先般来の各党

の懇談会における模様、そういうもの

を十分さんしやういたしまして、先ほ

ど申しましたように、どうしても災害

の対策については万全を期さなければ

ならないという一大決心を持つて大蔵

省とかけ合つておりました、決して途

中で大蔵省に押されて下るといふよう

な考え方は今しておらないのでありま

す。そのために今一生懸命やつており

ますから、しばらく様子を見ていただ

きたい。こういうふうな考えます。

○井出委員長 芳賀君。

○芳賀委員 農林省にちよつとお伺い

しますが、あなたはたまたま五月三日

までの災害に対しては内容を確認した

ので、それ／＼の緊急措置を講ずる、

それ以降のものに対しては未確認の点

が多いので第二次にこれをまわすといふようなお話でありましたが、次官はちよつと北海道の出身でありますので、すでに御承知と思いますが、五月十六日から十八日にわたつて上川、空知支庁を中心とした八支庁管内に凍霜害があつたのであります。特にこの空知、上川支庁は水田地帯でありまして、これを中心とした地帯の温床苗しる八十四万坪がこの凍霜害を受けておるわけでありまして、八十四万坪といふと、大体この影響を受ける本田の面積といふものは三万五千町歩くらいに及ぶのであります。結局北海道の水田の十五万町歩に対して四分の一程度がこの凍霜害によつた、しかも温床床を中心として行われる単作寒冷地帯の水稲栽培における致命的な打撃でありま

す。こういうふうな、今までにかつて

ないような災害に対しては緊急に、そ

のことが確認された場合においては急

遽対策を講じて、ほとんどなすところ

を失つたような気持でおる関係農民に

対して、ただちに、早いところは二番

苗を仕立てるとか、あるいは直播にこ

れを転換させるといふような対策を講

じて、これに附帯したところの種子に

対する全額助成の問題であるとか、あ

るいは自家保有米から種子に転用した

分に対する保有米の確保の問題である

とか、あるいはこういう災害を受けて

短期に育成を要するような速効肥料の

購入の経費に対する助成であるとか、

こういう点は一日も早く対策を講じ

て、その内容を明示するという点が大

事であると思ひますが、こういう点に

ついて次官は耳を傾けておらぬよう

であります。どういふようなお考えを

持つておるかお伺いしたい。

それからもう一つこれに関連してお

聞きしたいことは、解散前の二十八年

度の農林予算の中においては、温床床

苗しるの今まで計上されておつた五千

万円余の補助金の支出が打切られてお

つたわけでありまして。こういう点につ

いては、今後の本予算を提出するよう

な場合において十分考慮して、北海道

の特殊地帯に対する水稲栽培に対する

熱意のほどを示すかどうかという、そ

のお考えのほどもお伺いしたいのであ

ります。

それからもう一つは、この決議案で

ありますが、これに対しては基本的に

賛成するものであります。ただ願わく

はこの水稲の温床床苗しるの災害によ

るところの二項目を、ぜひこの決議案

の中に挿入していただきたいのであり

ます。その表現におきましては、水稲

温床床苗しるの再播及び直播に要する

種子代の補助金、並びに育成促進のた

めに必要な速効性肥料の購入に要する

経費の補助金、それから種子に転用し

た自家保有米の確保に対する措置、こ

の二項目をでき得れば挿入して決議案

にしていただきたいと思ひます。

○篠田政府委員 五月三日までの分が

つかみ得たと言ひましたのは、結局災

害でありますから、農林省とか府県の

調査ももちろん急速にやつております

けれども、被害者自身が自分の災害と

いふものは即時救済をせよというとい

う意味で、報告を各農業者あるいは役

場等においてとりまとめておりますか

ら、そういう意味合いにおいて、古い

被害についてはもちろん確実な資料が

集まつておる、こういうように申し上げ

たのであります。北海道の十六日か

ら十八日までの霜害という問題につき

ましては、われ／＼も情報は受けてお

りますが、確実な数字はまだ入つてお

りません。そこでこの対策につきまし

ては、もちろん私が北海道の出身であ

るとかかないとかないことを全然別

にいたしまして、当然これは農林省と

してやるべきものであると考えており

ます。それからその方法につきまして

は、どういふ方法でやるかということ

は、これは御承知の通りもちろん共済

制度によつてやりますが、それ以外の

方法については、内容をしっかりと把握

して、その方法という問題については

まだ研究の余地がある、こういうふう

に考えております。

それから北海道の温床苗しるの助成

が昨年五千万円あつたものが今年から

なくなつたじやないかというお話は、

これは私自身が北海道出身であります

ので、ぜひこれは復活してもらいたい

というふうな考えております。しかしこ

の温床苗しるの助成をするといふとき

に、最初北海道と農林省の間に、三箇

年間でいかにこれを大蔵省で認める、三箇

年間でいかにという話がありましたと

き、大体北海道としては三箇年——そ

のとき苦しまされに言つたのだらうと

思ひますが、まあ三箇年とかく

やつてくれということになりまして、

ことしからもう一べんといつたときに

は、約束が三箇年だからということ

で、ことしは一応打切つてあるのであ

ります。しかし北海道のいわゆる気候

的に寒いといふような条件から見まし

て、また食糧の自給の面から北海道の

演習の役割を見て行つたときに、私は

これをどうしてもやつてもらわなけれ

ば困るというふうな考えております。

私としましては、今後大蔵省との交渉

につきましては、熱意をもつてこの復

活に努力したい、こういうふうな考え

ております。

それから今の決議案の中に速効肥料

とかいふ／＼な字句を挿入したらどう

かというお話であります。これは速

効肥料そのものについての研究という

ものがまだ技術的に残されておるよう

であります。でありますから、ただち

に決議案の中にそういうものを挿入す

ることは、私としましては、まだ早い

のじやないか、こういうふうな考えま

す。

○井出委員長 この際ちよつと委員長

としてお諮りをいたします。実は本会

議が進行中でありまして、大体四時

ごろには議場へ入らなければいかぬ、こ

ういう見通しでございます。それでこ

の決議はやはりタイムリーに打出すこ

とが必要でありますので、一応結論を

つけて議場へ入りたい、こう考えま

す。いろいろまだ問題は残されておる

と思ひますけれども、本質的な諸問題

は、政府が出しております農業災害補

償法の一部改正と関連をして十分に御

審議を願ふことにいたしまして、この

辺でひとつ結論をとりまとめたと思

ひます。

八

昭和二十八年六月二日印刷

昭和二十八年六月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局